

(4) 事件別概要

令和5年(不)第1号事件

R5.3.6受付
新 規

申立人 X組合

被申立人 Y法人

請求する救済の内容

- 1 懲戒処分の撤回
- 2 経済的損失の回復
- 3 団交の開催
- 4 謝罪文の手交・掲示

申立人主張の要旨

被申立人は、組合員に対する業務命令についての申立人からの団体交渉の申入れに応じず、組合員に対して懲戒処分を行い、その後もこの懲戒処分等についての団体交渉を拒否した。

このような被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号及び第2号の不当労働行為に該当する。

審査経過

被申立人に答弁書の提出を求めて、令和5年度に繰り越した。